

第212回

新宿区都市計画審議会議事録

令和4年10月28日

新宿区都市計画部都市計画課

第212回新宿区都市計画審議会

開催年月日・令和4年10月28日

出席した委員

**青木滋、石川幹子、倉田直道、澤田展志、高野吉太郎、戸沼幸市、中川義英、
星徳行、三栖邦博、下村治生、渡辺清人、野もとあきとし、沢田あゆみ、かわの達男、
山崎裕一、小田桐信吉、篠塚一久**

欠席した委員

遠藤新、井ノ口徹（代理：高橋交通課長）、大川瑛里

議事日程

日程第一 中間報告事項

- 1 新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（部会案）の中間報告について
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴う地区計画の変更原案について（都決定）
(市谷本村町・加賀町地区、大久保三丁目西地区)

日程第二 その他・連絡事項

議事のでんまつ

午後2時00分開会

○戸沼会長 ただいまから第212回新宿区都市計画審議会を開会いたします。

事務局から、本日の委員の出欠について報告してください。

○事務局（都市計画課長） 事務局です。

本日の委員の出欠状況ですが、**大川委員**から欠席の連絡をいただいております。また、新宿警察署長の**井ノ口委員**は公務のため欠席の連絡をいただいております。本日は、交通課長の**高橋様**に代理出席をいただいております。**遠藤委員**におかれましては、まだいらっしゃいませんが、欠席のご連絡はありません。

本日の審議会は定足数に達しており、審議会は成立しています。

あわせて、机上のマイクについてご説明いたします。発言前には、マイク前面の下にあります大きなボタンを押してください。マイクの先端が点灯しましたらご発言いただきますよう、お願いいたします。発言後は、同じく前面ボタンを押し、マイクの先端の光が消えたことをご確認ください。発言後にスイッチを切るのをお忘れのないようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○戸沼会長 それでは、本日の日程と配付資料等について、事務局からお願いします。

○事務局（都市計画課長） 事務局です。

まず、本日の日程です。議事日程表をご覧ください。

日程第一、中間報告事項1「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（部会案）の中間報告について」、中間報告事項2「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴う地区計画の変更原案について（都決定）（市谷本村町・加賀町地区、大久保三丁目西地区）」。

日程第二、その他・連絡事項。

以上となっております。

次に、本日の資料の確認です。

初めに、議事日程表です。A4片面1枚です。

次に、中間報告事項に関する資料です。

資料1が、中間報告事項1「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（部会案）の中間報告について」の資料となっています。左上をクリップでまとめております。

次に、資料1-1、A3横カラー、ホチキス留めの資料です。

次に、参考資料1、A4、ホチキス留めの資料です。

次に、参考資料2、A4カラー片面1枚です。

これらとは別に、クリップ留めで資料1-2、A4カラーの資料です。こちらの資料1-2は、1か所誤記があったため、事前送付した資料から修正しています。

また、参考資料1、参考資料2については、事前送付していない資料となります。

資料2が、中間報告事項2「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴う地区計画の変更原案について（都決定）」の資料となっています。左上をクリップでまとめております。

1枚おめくりいただきますと、資料2-1、A4両面1枚です。

次に、資料2-2、A4カラー片面1枚です。

次に、資料2-3、A4横カラー、ホチキス留めの資料です。

次に、資料2-4、A4横カラー、ホチキス留めの資料です。

最後に、資料2-5、A4横カラー片面1枚となっております。

以上が、本件の案件に関する資料です。

その他に、まちづくり長期計画の冊子を2冊ご用意しています。

不足等ありましたら、事務局までお願いいたします。

最後に、傍聴の際の注意事項についてです。

傍聴人は静粛を旨とし、次の行為を行うことを禁止します。

- 1、言論に対して批評を加えたり、拍手その他の方法により可否を表明すること。
- 2、騒ぎ立てたり、その他の方法により会議の進行を妨害すること。
- 3、場内で飲食、談笑及び携帯電話による通話を行うこと。
- 4、みだりに席を離れ、立ち歩くこと。
- 5、場内で写真、ビデオ等の撮影及び録音をすること。
- 6、その他秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為を行うこと。また、傍聴人が係員の指示に従わないとき、または会場の秩序を乱したと認めるときは、退場していただく場合があります。

本日の日程と配付資料、傍聴の際の注意事項については以上です。

○戸沼会長 それでは、議事を進めたいと思います。

今日は、中間報告事項が2件です。

会議は午後4時頃に終わりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第一 中間報告事項

- 1 新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（部会案）の中間報告について
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴う地区計画の変更原案について（都決定）（市谷本村町・加賀町地区、大久保三丁目西地区）

○戸沼会長 それでは、日程第一、中間報告事項1「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（部会案）の中間報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 事務局です。

それでは、日程第一、中間報告事項1「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラ

ン」(部会案)の中間報告について」、**中川部会長**からご説明いただきます。

○戸沼会長 よろしくお願ひします。

○中川副会長 前回の新宿区都市計画審議会在9月2日に開催されたと思ひますが、その場でもいろいろとご意見いただきまして、ありがとうございます。

その後、9月9日に検討部会を開催し、それから本日まである程度時間があつたのですが、その間、事務局ともかなりやり取りをさせていただきまして、本日の部会案の作成に至りました。

本日、再度ご審議いただきまして、いろいろとご意見も出していただき、次回、12月12日の新宿区都市計画審議会在成案としたいと、答申ができればと考えております。

それまでの間、検討部会としては、再来週になります、11月7日に、本日いただきましたご意見、また、検討部会でもさらにご意見が出るかもしれませんが、11月7日の検討部会成案といたしますか、中間報告から最終報告につながるようにしたいと思ひております。

本日は、この改定概要というところを中心に、お話を事務局から後ほどさせていただきますが、前回もいろいろな用語が出てくると、それを分かりやすく説明してほしいということで、この改定概要のところにも記載していますが、この部会案というところも、例えば資料1-2になります、下のページで21ページですが、「グリーンインフラ」であれば「グリーンインフラ」という言葉が出たその直近において、グリーンインフラとは何かということで、一番下に囲みで説明をしている。同じように26ページでも、ゼロカーボンシティとは何かといったことであるとか、それからM a a Sの話であるとか、それからグリーンスローモビリティという、かなり片仮名表記のものがありますが、後ろにまとめるということもあるのですが、それぞれの言葉が出た直近のところに説明を加えるというような構成でいかかということで部会案をまとめています。

検討部会のところでは、新型コロナウイルス感染症に対してどうするのかということであるとか、それからZ E Bをはじめとしたゼロカーボンの話であるとか、グリーンインフラの話、それからデジタル化の進展の話等々、後ほどご説明がありますが、それらについて各委員、検討部会の委員の方々からもご意見いただき、改定案というものを取りまとめています。

さらに今気になる事柄というのは多々あります。ただ、今後、この戦略プランに限らず、あと数年、5年以内ぐらいに都市マスタープランそのものの改定ということもありますし、そのときにさらに議論をして取りまとめていくということも残っているということです。そういう意味では、都市マスタープランでいうと中間年に当たるところで、特に時点修正をはじめとした、この「まちづくり戦略プラン」の改定という部分的な改定ばかりじゃなくて、かなり今

後の考え方について、ある一定の方向性もしくはそれに関わる用語等はの中に入れることができたのではないかと考えております。

そういう意味での部会案を取りまとめましたので、忌憚のないご意見を本日さらにいただき、よりよいもの、それから新宿区が前に進んでいける形のものに、最終的に取りまとめていくことができると考えております。よろしく願いいたします。

それでは、詳細について、事務局から説明をさせていただきます。

事務局、よろしく申し上げます。

○都市計画課長 それでは、中間報告事項1、新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（部会案）についてご説明いたします。

右上に「資料1」と書いたものの次ページが資料1-1の概要版となっています。

また、本編につきましては資料1-2として、別途クリップ留めしています。

また、参考資料1として、前回、第211回新宿区都市計画審議会でいただいた意見、次ページに、その後行われた第3回改定検討部会及び意見募集での意見をまとめております。

なお、最後に参考資料2「改定スケジュール（予定）」を用意しています。

本日は、時間が限られていますので、本編である資料1-2と参考資料1を用いまして、前回からの変更点についてご説明いたします。

参考資料1をご覧ください。

まず1ページ目、前回の新宿区都市計画審議会でいただいた意見と、当該意見に対応する資料1-2の本編の掲載ページを記載しています。

まず、一番上に記載の「それぞれの立場で選択する地球温暖化対策への取組み」といったご質問についてですが、資料1-2、本編の34ページ、こちらの中段の部分をご覧ください。地球温暖化対策の推進の「ねらい」の記載の部分となります。

「それぞれの立場」、こちらの表現につきましては、地球温暖化対策は、個人だったり、法人だったり、家庭だったり、企業だったり、建築主だったり、それぞれの立場でできること、やるべきことを選択し取り組むという趣旨で、このような文言となっております。

また、参考資料1の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

上から3つ目の、Ma a Sやグリーンスローモビリティなど分かりづらい言葉につきましては、先ほど、部会長のほうからもご説明がありましたが、巻末に用語解説をつけるとともに、資料1-2で本編の該当ページの下段に、先ほどご説明がありました34ページと36ページのように、そのページにも用語解説を入れさせていただいています。

では、参考資料1の1ページの、今お話ししたところの1つ飛ばした上から5つ目、重点課題2、こちらを見直すかどうかというご意見についてですが、重点課題1、2とも区の総合計画でもあり、かつ、今回改定作業を行っているまちづくり戦略プランと対をなして、まちづくり長期計画を構成する都市マスタープランの考え方を受け設定しています。重点課題のこの見直しにつきましては、令和9年に予定しています都市マスタープランの改定の際に検討していきたいと、そのように考えています。

1つ戻りまして、駐輪場整備に関わる意見とか、その2つ下の建築物の耐震、避難所、豪雨対策、こちらに関しましては、改定前の同戦略プランに既に記載されております。引き続き取り組んでいくべきものとなっておりますので、該当ページをご確認いただければと思っています。

次の新型コロナウイルス感染症への対応に関しましては、資料1-2、本編31ページ、32ページ記載の「重点的な取組み」として加筆・修正をしています。

また、参考資料1の下から5つ目以降の3つ、土地利用のあり方、駐輪場、喫煙所、子育て施設等に関しましては、資料1-2、本編37ページ以降の第2章、こちらのエリア戦略の中で、それぞれのエリアの特性・状況に合わせて書き込んでいます。

また、駐輪場、喫煙所の整備につきましては、同じ資料1-2の本編の課題別戦略、33ページ、36ページの部分に記載をしています。

参考資料1にお戻りいただきまして、1ページの下から2つ目の神宮外苑に関わるご意見、こちらにつきましては後ほど、検討部会での意見等の説明の際にご報告したいと思っています。

最後の新宿駅周辺地区における各エリアの掲載順、こちらにつきましては、まちづくり、まちとしての連続性、関連性、一体性を意識するためにも、掲載順というのは重要なものと認識しておりますが、現在の掲載順につきましては、資料1-2、本編125ページ、こちらの下段のところに記載のとおり、新宿駅周辺まちづくりガイドラインによる区分を参考に、まず新宿駅を中心に、駅直近と隣接する東口、西口を位置づけ、次いで、その周辺地区を位置づけてきた経緯もあります。エリアの順番につきましては、令和9年度に予定しております都市マスタープランの改定の際に改めて検討していきたいと、そのように考えています。

次に、9月9日開催の改定検討部会での意見及び修正内容について説明いたします。参考資料1を1枚おめくりいただきまして、2ページにお移りください。

検討部会では、先ほど、部会長からもお話がありましたが、第1章の課題別戦略の部分では、デジタル、グリーンインフラ、感染症対策としての屋内空間の場づくりなど、多数の意見をいただき、また、第2章のエリア戦略の部分では、神宮外苑と神楽坂、新宿駅周辺地区など、各

エリアについてのご意見をいただいています。

まず、意見の上から2つ目、3つ目、4つ目のグリーンインフラに関してですが、今回改めて新宿区におけるグリーンインフラを定義し、その上でグリーンインフラの機能を最大限活用すべく、関連する取組みの記載内容に反映させております。

資料1-2の本編21ページと26ページをご覧くださいませでしょうか。こちらには、先ほど説明したグリーンインフラの定義を改めて記載しています。

具体的な取組みにつきましては、21ページの「3. 豪雨対策の推進」の中段の辺り、それから26ページの「重点的な取組み」の部分、それから32ページの「感染症の拡大にも対応した、安心して快適に過ごせる「場」づくり」の取組みや、35ページの「豊かなみどりと水辺空間の保全・創出によるグリーンインフラ整備の推進」などの取組みに反映しています。

神宮外苑・信濃町駅周辺エリアにつきましては、資料1-2の本編50ページから57ページになります。

51ページをご覧くださいませでしょうか。51ページの写真につきましては、前は国立競技場の鳥瞰写真でしたが、国立競技場周辺を行き交う人の目線から捉えた空地の写真に差し替えています。

52ページ、53ページ記載の主な課題につきましては、①、②、⑤の文言の整理、加筆・修正等を行っています。

例えば①におきましては、「豊かなみどりや歴史・文化的な価値のある聖徳記念絵画館などがあります」という記載を、「歴史のあるみどりや重要文化財に指定されている聖徳記念絵画館などがある地域となっています。」と修正いたしました。

また、②では、国立競技場の建て替えを契機としてスポーツ拠点の創造、いちよう並木から聖徳記念絵画館を望む景観の保全、みどり豊かな風格のある景観の創出、バリアフリー化された歩行空間整備云々と、課題が載っていたところも整理いたしまして、記載のように、「国立競技場の建替えや関連施設の整備に向けた検討を踏まえ、地域全体におけるみどりの保全・創出」といった文言に整理を行っています。

55ページでは、「2. 潤いあふれる快適な都市空間の形成」、①の小見出しに「文化」という文言を追加するとともに、gの記載内容に「文化」であるとか「いちよう並木から絵画館前広場を経て、聖徳記念絵画館を臨む眺望景観」、「みどり豊かな」といった文言を加えています。

続いて、神楽坂エリアについてです。資料1-2の本編59ページの上段、「1 エリアの概要」の部分に、「今では新宿区内に唯一残った花街」という文言を加筆いたしました。

次に、新宿駅周辺地区に関するご意見につきましては、資料1-2の本編の133ページ、141ページ、148ページの記載内容を見直しまして、さらに将来の目指すべきまちのイメージが伝わるように、文言の修正をしています。関連ページをご覧くださいと思っています。

その他、参考資料1の2ページのご意見にあります、デジタル化した際の障害が起こったときの対応、グリーンスローモビリティ、シェアサイクルなどの推進等における課題についても加筆・修正をしています。

以上が、前回の新宿区都市計画審議会以降の意見を踏まえた主な修正内容となります。

最後に、参考資料2をご覧ください。今後の「改定スケジュール（予定）」です。

本日の「まちづくり戦略プラン」（部会案）の中間報告で委員の皆様からいただいた意見を11月の改定検討部会で検討いただきまして、次回、12月の新宿区都市計画審議会で改定素案を取りまとめ、答申をいただきたいと考えています。その後、記載の諸手続を経て、改定案として来年6月の新宿区都市計画審議会で再度ご審議いただく予定で考えています。

説明は以上です。

○戸沼会長 中川部会長、何か付け加えることはありますか。

○中川副会長 いえ、どうぞ。

○戸沼会長 かなり大部にわたっていますので、質問をしにくい面もあるかと思いますが、皆様から、まず、今の課長の説明に対して質問をお願いします。あるいはご意見がありましたら、それも併せてお願いいたします。

私から1つ。コロナについて、何か特に大きな議論ありましたか。

○都市計画課長 コロナにつきましては、今回、まちづくり戦略プランの重点課題の部分で書き込みをさせていただきまして、32ページになりますが、この部分で重点的な取組みとして、「新型コロナウイルス等の感染症の拡大にも対応した」という文言を入れさせていただいています。

その際、新型コロナウイルス感染症の件もありますが、今後、様々な感染症も出るだろうということも踏まえまして、感染症、「ウイルス等」という言葉を使っている形で表現をすることと、あと、そのための対策としては、屋内・屋外、様々な空間もあるということで、そういった議論がありました。

○戸沼会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 課題別戦略のところ。

今回、グリーンインフラという用語に関して、事務局それから部会長も含めて、大変熱心に

議論していただきまして、本当にいい、新宿区らしい定義が出てきたと思っております。それで、なかなかこういうように明確にグリーンインフラを定義しているところはほとんどないので、私は、今回の新宿区のこの定義というのは、他の自治体が「あ、なるほど」と評価してくださるような、いい定義になったのではないかとということで、本当にありがたいと思っております。

それを踏まえてなんですけれども、26ページのところをご覧いただきたいんですけども、26ページは「持続的に発展する都市の推進」ということで、ゼロカーボンシティとグリーンインフラの定義が書いていまして、これ、見開きですから、隣のページがデータとして、それをサポートするような構成になっていると思うのですが、私、これは都市マスタープランとの関係で、ちょっと分からないんですけども、こんなに明確にグリーンインフラを定義することができたんですけども、つまり、「七つの都市の森」、それから「水とみどりの環」、「風のみち」、これはもう都市マスタープランの中に出ておりますので、これ、書いてあって、このとおりなんですけれども、読んだ人は何のことか全然分からないと思うんです。それで、検討部会での打合せのときには、やはりレポートするものは入れないということだったんですけども、これだけ明快で分かりやすい骨格がもう既に出ておりますから、何か、外国人とか地区計画、二酸化炭素、それはそれで、このグラフはとてもいいんですが、もったいないような気がするんですね。じゃ、新宿区のグリーンインフラって何なの、定義は分かったんですけども、何なのって聞かれたときに、やっぱり都市マスタープランを見ないと分からないというのではもったいないような気がしますので、それは何か工夫できないかと。何なのかって聞かれたときに、これだと一目見て、既に図面はありますので、そこはまちづくり戦略プランとしては非常に大事なビジュアルに納得してもらおうという意味で、考えなければいけないことなのではないかとということで、ご意見、今申し上げます。

○戸沼会長 中川部会長、今の件どうですかね。

○中川副会長 このまちづくり戦略プラン、それから前回の都市マスタープランの策定に私も関わらせていただいたのですが、先ほどのグリーンインフラを構成するものは何かというのが、こちらの都市マスタープランでは絵としてもう既に入っていると。どこって言われたときに、やはり分かりやすいのは図面なのかなと思います。そういう中において、道なども「風のみち」ということで明確に丸いドットで入っていたりとか、その場所をもう既に指定はしていると。それが、このまちづくり戦略プランだけを見たときに理解してもらえるような工夫というのは、今、**石川委員**からもありましたが、何かうまく入ればと。どこにどう入れるのかと

いうことはあるのですが、そのような気が私自身もしてはいるというところです。

具体的な入れ方等については今度の検討部会等で、ここら辺りに入れたらいいのではないのとか。単なるポンチ絵で入れていないんですよ。実際の図面に合わせて、ちゃんと入っているもんですから、そこら辺少し。出過ぎないって言ったらおかしいのですが、他の土地利用の基本方針であるとか、そういうような図面と同じぐらいの位置づけで実は前回入れてありますので、他のものが入らなくて、これだけなぜ入ったのって感じにならないように、うまく理解を助ける上では必要かなと考えております。

○戸沼会長 今度の見直しの大きなポイントは、やっぱりコロナ問題が大きくて、それで3密とか、それに対する対応としてグリーンインフラとかいうような話題が大きく検討部会の中で出てきていると思うのですが、その点について、他の委員の方々、何かご意見がありましたら、まず言っていただきたいと思います。

○沢田委員 あまり、ちょっと当たっているかどうか分からないんですけども、今回、「豊かなみどりと水辺空間の保全・創出によるグリーンインフラ整備」ということで、新たに入ったわけですね。そのみどりがどのように新宿区の中にあるのかっていうのが分かるような、そういうグラフみたいなものを出していくとイメージがいいのかなと思ったのですが。それで言うと、みどりの実態調査、5年に1回やられているんですけども、今、最新のものは第9次ということなんですけど、地域別の緑被率が出ていて、それで、その緑被率が多いのは、何が要因でそういう多い緑被率なのかっていうのを、各出張所ごとにグラフになっているものが出ていますね。例えば、一番緑被率が多いのは若松地域で23.54%、これは都立戸山公園などがあるからと書いてあって、四谷地域は23.41%の緑被率で、これは新宿御苑、明治神宮外苑などがあるから、これだけの緑被率というのが一目で分かるようなグラフがあるんですね。そういうのがあるといいんじゃないかなとちょっと思ったんですけども。

○戸沼会長 ご意見として承って、それを内部で検討してということでもいいですか、**中川部会長**。

○中川副会長 はい。

○戸沼会長 どんどんご意見言っていただいて、入れてもらえるものは検討の上で取り扱ってもらおうようにしたいと思います。

他にどうぞ。

○三栖委員 新型コロナウイルス感染症対策というのはあるんですけども、それで大きく変わったのは、勤務先に行けないとか学校に行けないとか、要するに、ファーストプレイスとし

ての自宅とセカンドプレイスとしての勤務先とか学校以外のサードプレイスとしての居場所が非常に必要になったということが大きな変化だと思うんですね。それで今回、この資料1-1の「働き方の変化」のところに「建物内のゆとりある交流空間づくりの推進」とあるのは、まさにこれだと思うんですけども、これはこれで。

実際、公共の建物、図書館とか地域センターとか、そういったところのいわゆる造り方に、今のサードプレイスが大事だってことが影響してくると思うんですね。

図書館へ行ってみれば分かると思うんですけども、ほとんど居場所がない。要するに、本を読む場所も十分じゃないんですけども、子どもたちが宿題をやるとか、サラリーマンが自宅だけでは仕事ができないのでそこへ行って仕事をするとか、そういう場所がものすごく今大事になっているので、公共建築の中でそういう場づくりを積極的にしていくというのが大事だと思うんですね。ですから、「建物内にゆとりある交流空間」、これはこれでいいんですけども、さらにそこまで踏み込んで書けないかということです。

地域センターなんかでも、いろいろなサークルがいろいろ活動するスペースはあるんですけども、自由に過ごせる沙龙的なオープンな場所が少ない。机等あって、宿題をやったり、テレワークをやったりするような場所はかなり混んでいますね。ドトールとかスターバックスでも、行って見れば分かると思うんですけども、みんなそこに居場所を求めて仕事しているわけですね。そういった居場所をもっと積極的にまちの中につくっていくということがアフターコロナの暮らし方への対応だと、そのように思います。

それからもう一つ、安全・安心の中に、ちょっと先走った形になるかもしれませんが、今、地政学リスクがこれだけ問題になってきて、シェルターということの考え方は必要かどうか。小学校とかそういったところに地下シェルターを考えていくとか、何かそういう時代に来ているという気がします。安全・安心の確保の一つとして、核シェルターまでいくかどうか分かりませんが、そういった視点が必要かなと思います。

それから緑視率、これも繰り返しになりますが、緑被率も大事なファクターですけども、要するに緑視率、目に見える緑の量が居心地のよい快適な生活には非常に大事だと思います。緑視率を高くしていく。目標設定をしてもいいと思いますので、その辺も何か書き込めないかということがあります。

以上3点です。

○戸沼会長 いかがですか。どうぞ。

○中川副会長 大変ありがとうございます。

一番最初にお話のあったサードプレイスとしての居場所の話というのは、今後重要になってくるとは思っております。

ただ、この中では32ページ、先ほどの新型コロナウイルス等の感染症の拡大の赤字で記載しているところなのですが、「グリーンインフラをはじめとする公民連携による公共空間や公開空地などの一体的かつ柔軟な利活用」によって、「ふれあいの「場」」とか、「ゆとりある空間づくり」という表現に、ある意味ではとどめていると。

これは、横浜のMM21辺りでいうと、アクティビティスペースというのを建物の中に設けていただいたりとか。これは、各事業主の方をお願いしてアクティビティスペースを造ったり、その外はコモンスペースを造ってもらう。それで、それらが公民連携の一つの公共空間として、様々なイベントに使われたりとか、平時においては、今、街角ライブと言ったらいいんですね、いわゆる路上ライブ、それを展開していると。建物の中は音響がいい。外もあれだということで、個々の建物を持っている方々などとの、ミュージシャンとの、プレーヤーと言ったほうがいいと思いますが、その連携の中で作り上げているんですね。

だけど、まだそこまでの議論、アクティビティスペースを造ったときに容積率をどうするのか、いろんな行政上の課題とかいうものもありますので、それはこの先、もう少しちゃんと議論をしないといけないということで、ぎちぎちのところを公民連携でそういうスペースを造って、それを日常は楽しく使っていきましょうよというような、ここでの表現にとどめさせていただいていると。重要性は非常に認識はしているんですけども、ここではそういう形を取っています。

それから、2つ目のシェルターについて、若干話はあったんですが、今のところは東京都が出している地下鉄の話であるとかそういったところに取りあえずはとどめていて、しっかりした議論が区の中でそれなりに動いていけばまた別なんですけど、今のところでは、その都の考えというようなところを踏襲しているといったところにとどめさせていただいています。

これから5年、次の改定に向けていろいろと動いてくると思いますし、それから、建物の中のアクティビティスペースを義務化するのとかは別として、そういうものの重要性というのは今後とも叫ばれてくるだろうと。その中で次の都市マスタープランあたりでうまくまとまっていけばということ部会長の個人的な考えとしては思っていて、この表現にとどめさせていただきました。

〇戸沼会長 他に、どうぞ、ございましたら、この際おっしゃってください。

はい、どうぞ。

〇かわの委員 検討部会の皆様、本当にお世話さます。ありがとうございます。

それで、検討部会というよりも、ちょっと前提となる部分のところ、一つは、基本は、言ってみれば高度防災都市、安全・安心の強化ということで、データとしても、その建物、住宅の耐震化率だとか不燃化率が出ているわけですけども、それが最新のデータになっていきますので、それはそれで、例えば15ページのところはいいかなと思うんですけども、いわゆる前提となる部分でいって、東京都は10年ぶりに直下地震の被害想定を改定をしたわけですね。10年ぶりということですから、この都市マスタープランやまちづくり戦略プランができる、前回は10年前ですから、その間の中でやらなくては。今回それが改定された。あるいは、危険度マップといいますか、火災とか、あるいは総合危険度ということもつい最近改定された。確かに、そういう被害想定やそういうことにあまり一喜一憂しない、絶対的に安全なまちづくりをするということがまちづくり戦略プランの中では大事だとは思いますが、やっぱり、そうは言っても、そういう被害想定や、あるいは新宿区の危険度のそういう状況というのは抜きには考えられないと思うんですけども、とりわけ個別課題じゃなくて重点課題1のところの中で、それらについては、検討部会の皆様というよりも区としては、どのように位置づけながらこの改定を考えているのか。ちょっとその辺の考え方が分かれば教えてください。

〇戸沼会長 中川部会長ばかりに答えてもらってもあれだけれども、検討部会の委員の方で、この辺はこう思うということがありましたら、どなたでもおっしゃってください。

まず、**中川部会長**から。

〇中川副会長 正直な話、被害想定が新たに出てきたということは承知しておりますけれども、そのことに直に対応した強い災害対応力をつくるというところの訂正はしていないと。

それで、この中でいうと、様々な情報が正確に伝わるようなことというのは最低限必要だろうと。ということで、情報伝達手段、先ほどもご説明ありましたけれども、情報伝達手段に関して、iPhoneとアンドロイドの問題だけじゃなくて、そういうものが使えなくなったときには、先ほどもご紹介ありましたが、デジタルだけではなくてアナログであるとかそういったものに、様々な情報媒体に、手軽にと言ったらまたこれも語弊があるんですが、アクセスできるようにというご意見が委員の中で出て、その部分だけの改定になっているというのが正直なところかなと思っております。

他の委員の方で何かございましたら、よろしく。

〇戸沼会長 倉田委員、どうですか。何かコメントはありますか。

他に何かご質問あれば、どうぞ。

○かわの委員 すみません、今言ったのは、前提でも言いましたけれども、そういう被害想定が変化したからということでもまちづくりが変わるとかっていうことではなくて、絶対的により安全にするために、例えば耐震化の促進だとか不燃化の促進なんていうのは大変大事で、それがそれぞれのエリアの方針に具体的に反映していくってことになると思うので、それはそれでいいと思いますけれども、ただ、やっぱりそういうのもあるということも考慮し、新たにつくっていく必要があるかなというように感じたものですから、一応意見として申し上げました。

それから、エリア戦略の話でもいいんですね。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○かわの委員 新しく西早稲田駅周辺エリアができましたけれども、それはそれとして、9の中井駅・下落合駅周辺エリアということで、106ページに「下落合駅」というのが新たに入りましたけれども、ただ、これは下落合駅というか下落合駅周辺の何かそういうまちづくりのことについて出てくるのかなと思うと、従来とほとんど変わらない上落合地域のまちづくりになっていて、エリアが少し広がって、109ページを見ると、従来は神田川までだったのが、今度、補助73号線までエリアが広がっているということで、それはそれで、そういうのかなと思いますけれども、ただ、補助73号線まで行くと高田馬場三丁目ということで、駅は確かに下落合駅ですけれども、下落合駅の周辺の何か具体的なものがここに入ってきているのかなと思うと、必ずしもそんな感じでもない気がしますし。

それから、ここではその次のところで112ページに、新たな課題として連続立体交差化の問題が出ています。ここは、以前つくったときはまだ複々線化ということが、西武鉄道新宿線のね、完全に消えていなかったんですけども、その複々線化が消えて、一方で西武鉄道新宿線の西側のほうが、野方のほうを含めて連続立体交差化というのが具体的に進んできて、この中井駅・下落合駅周辺が取り残されてしまうのではないかということで、開かずの踏切対策というのは大変大事な、まちづくりの本当に大変重要なところではあるんですけども、この辺を具体的に、もう少しどうしていこうとしているのか。あるいは、この辺の、そこを抜きにはなかなか、この地域のまちづくりというのは課題が山積するのではないかなと思うので、一応その112ページのところに連続立体交差化の問題ということで新たに付け加えられましたけれども、ここはやっぱり、特にこの地域のまちづくりにとっては開かずの踏切問題というのは大変大きな課題になっているだけに、その辺についてはどんな議論があって、あるいはこのようになったのか、分かれば教えてください。

○中川副会長 事務局からでもいいのですが、言葉をもうちょっと加えたほうがいいですね、

ここ。

趣旨からすると、108ページのところの一番下に⑧で赤字で加えた。要は、下落合駅周辺の踏切は開かずの踏切云々という、これが一つの契機で、それで、この下落合とそれから隣の中井であるとか、そこら辺の連続立体交差化の推進をしていくということもあり、下落合駅を除くより一体として考えていったほうが良いということで、下落合駅周辺のところも取り込んできたというところがあります。

そういうあれからしますと、110ページの「歩行者ネットワークの充実」という②があって、その中のdであるとか、eもそうなんですけど、ここでは、非常に具体的な話じゃなくて、何か西武鉄道新宿線の連続立体交差化や踏切対策の検討のためにという、かなり全体の一般的な形にも受け取れますので、ここら辺に少し言葉を足して、というか、言葉を加えて強化したほうが、趣旨が、言いたいところ、主張したいところが伝わりやすいかなと私は思っておりますので、検討部会のほうでさらにここについては検討させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

区はいかがでしょう。

○戸沼会長 何かありますか。いいんですか。

他にどうぞ。

○石川委員 エリア戦略に入ってよろしいんですね。

それでは、恐縮ですが、神宮外苑、それから信濃町駅周辺エリアということで、50ページからのところですよ。3つほど申し上げます。

一つは、51ページの写真ですけども、とてもいい写真になったと思います、広がりがあるので。それで、「空地」とあるんですけども、「空地」という言葉でいいのかわかりませんが、何か「広場」とか、都市計画でどのように定義されているかが手元にはないんですけど、適切な言葉がいいのではないかと思います。

○戸沼会長 例えば、どんな言葉がいいですかね。

○石川委員 いえ、多分これは広場とかなんとか、都市計画で決まっていますので、地区計画で。ですから、空地というよりは、国立競技場周辺の、何で決まっているんでしょう、これ。

○都市計画課長 いえ、場所が違うのですが、都市計画で決まっている広場と、ここは。

○石川委員 ここは単なる、どういうようになる。

○都市計画課長 単なる設計上で空いた空地なので。

○石川委員 空地なのですか。

○都市計画課長 都市計画上の言葉がないので。

○石川委員 言葉がないのですか。面白いですね。私、ないって知らなかったの。

それで、できればですね。これ、写真のお父さんと子どもが。新宿区の広域避難拠点ですよという、この看板があるんですね、ここに。できれば「新宿区広域避難場所」とか入れておいていただいたほうが、単なる空地よりは、なるほどと、ここが、国立競技場ができることによって避難する場所になったということが分かるので、いいのではないかと思います。それが1点です。

それから、2点目は52ページ、主な課題の2番目ですね。これは随分、申し訳ございません、改良していただいたんですけども、②で「神宮外苑地区での国立競技場の建替えや関連施設の整備に向けた検討を踏まえ」というところを、これは新宿区が検討したわけではないので、「整備に向けた計画に対して、みどりの保全や創出」、どなたかが、そういう言葉でいいのかどうかと、もう少し問題をきちんとというご意見がございましたけれども、今何が問題かっていうと、歴史があるみどりが、結局、歴史のある樹木が、もう太いし移植するのにお金がかかると言うので、それがもうどんどん切られるんですね。ですから、みどりの創出というのが問題になっているのではなくて、そこが問題なので、やはり「計画に対して、歴史あるみどりの保全や賑わい・宿泊機能」というように続けていただいたほうが。みどりを創り出すってことは課題にはなっておりませんので。歴史のあるみどりがもうとにかく900本近く伐採されるということで大変な問題になっているので。ここは主な課題というところですので、今申し上げたように、「歴史のあるみどりの保全や賑わい・宿泊機能」云々というように変えたほうが、何が問題なのかということとはきちんと伝わるのではないかというのが2点目です。

3点だけですので、全部申し上げます。55ページの①、②、③とございまして、③のmというところですよ。

それで、mというところ読みますと、「神宮外苑地区は、大規模スポーツ施設」云々ということで、「多様な交流空間や立体的・重層的な歩行者ネットワーク」と書いてあるのですが、この「立体的・重層的な」というところが、次のページを見ていただきますと、これ、図面が描いてあるんですけども、mで、図面の中を見ていただきますと、「交流空間や歩行者ネットワーク」ということで、「立体的・重層的な」ということが、スペースもあるのでしょうか、省かれています。私は省いたほうが良いと思います。

なぜそのように言うかといいますと、つまり、55ページの「立体的・重層的」というのを消して、「多様な交流空間や歩行者ネットワーク」にしかたけのほうが良いと思います。という

のは、これ、あまり問題になっていないんですけれども、今、神宮球場からずっと平面で歩けるわけですけれども、今度の再開発が進みますと、国立競技場と新しいラグビー場の間の区道が廃止されて付け替えになりまして、真っすぐ、かなり外苑の真ん中に新しい道路ができますので、そこが歩道橋みたいになっているんですね。それで、あの歩道橋は幅員とか、パスだけなので、私はあまり何メートルと申し上げられないんですけれども、こういう巨大なスポーツクラスターで、要するに歩道橋のようなものを渡らないとラグビー場や国立競技場に行けないというのは、歩行者ネットワークからすると大変危ないと思います。歩道橋の真ん中だと、人がたくさんいるときには群衆雪崩などが起こりますので、そういう意味では、将来どのようになるか、私、全く存じ上げませんが、少なくともこの「立体的・重層的」というところは新宿区のこのまちづくり戦略プランの中では一応消しておいたほうが、安全な歩行者ネットワークというように言っておりますので、私は適切ではないかと思えます。

以上3点です。

〇戸沼会長 検討部会の委員でもおられるから、検討部会の中でまず議論を、その辺、詰めてもらいたいと思いますね。今日はできるだけ一般的、もうちょっと広げて議論して、次回の検討部会で検討してください。

せっかくですから、検討部会の**倉田委員**と**高野委員**が議論の過程の中で感じておられることがあったら、ご披露してください。

〇倉田委員 検討部会でもかなり発言しているので、今日は少し控えたほうがいいかなというか、発言したことがかなり反映されていたので、そういう意味では、発言は控えていたんですけれども、幾つかやはり気になるところはまだありまして、一つは、今回はこの中でも地球温暖化対策というような形でいろんなことが挙げられているんですけれども、私のほうでは、できればこの「地球温暖化対策」という言葉をやはり「気候変動対策」という言葉に置き換えたほうがいいのではないかという気がしていて、そのほうが少し幅が広がってくるということと、そこにある課題に対しても幅が広がってくるという気がします。今、世界的には、例えばパリ協定にしてもCOPにしても、みんな「気候変動」なんですね。中身は「地球温暖化」っていうことがメインになってはいますけれども問題意識としては「気候変動」あるいは「気候変動対策」というような形で取り上げているので、言葉の問題だけかもしれませんが、そのくらい幅を広げておいたほうがいいのではないかなという気がしています。

それから、あともう一つは、グリーンインフラが登場しているんですけれども、必ずしもグリーンインフラ、イコールみどりではないという認識は必要かなって気がしています。自然の

機能を活用するという意味で「グリーンインフラ」という言葉が使われていますけれども、例えば舗装をより透水性のものにするとかいうようなことも含めてグリーンインフラの議論がなされるべきで、新宿区の場合は都市マスタープランの中でも位置づけられている骨格的なものを「グリーンインフラ」と呼ぶのもいいんですけども、狭義のグリーンインフラかもしれないですけども、それも少し示唆するようなものにしておいたほうがいいのではないかなという気がしています。

○戸沼会長 東京都はどう言っていますかね。東京都も今度の2022年の長期計画を出して、小池さんがやっていますが、あの中ではどういう言い方していますかね。たしか気候のことはかなり議論をしているように思いますが、それもちょっと見たらいいかもしれませんね。

高野委員、何かこれと別に、来街者がちょっと増えて、最近コロナが収まって、住んでいる人と、いろんな店を持っている人と、それから外国人も含めていろんな人が来ますよね。そういう人に対して、この都市マスタープランというのがどういう意味があるか。ご感想がありましたら、ちょっと聞かしてくれませんか。お店に来る人が、外国人は今日あたりも随分増えているような気がします。

○高野委員 海外の方でも、また来街者の方々でも、やはり快適な空間というのは必要だと思いますし、また、どちらにいたしましても、先ほどからもお話があります安全・安心のところ、結局は分かりやすいまちっていうんですかね。それとやっぱり、逆に言うと、新宿というのはいろんな迷路的なところがいろいろあって、それがまた楽しいという、そういう方もいらっしゃると思いますし。

その中で、特にこういう区のことですから、住民の皆様方を中心にしますと、やはりそういう生活空間だとかインフラ、または今後問題になってくるガス・水道だとか、そこら辺のことも含めて。そうすると、私ども業者と申しますか、営業者のほうから発言させていただければ、何しろ歩きやすく清潔で、また、最近ちょっと歌舞伎町の、下村先生もいらっしゃいますけれども、ああいう東横とかね、やっぱり何か暗いところがない、明るいところが全て、言えれば歩き。私、広場っていうのはあんまり好きじゃなくて、広場って、中心はいいんですけども、何か隅っここのほうでいろんなものが、またごみがたまってきたり、人がたまってきたりするので、何かもっと、いつも通っている、言え、道路じゃないんですが、広場っていうと滞留してしまうような感じがして、物が流れる、人が流れるような、何かもうちょっと歩きやすいとか、または、歩行者天国ではないんですが、何かもう少し楽しく参道的な。何か両脇にいろんな、お店だけじゃなくて美術館だとか、またはそういういろんな施設があるような、そう

いう歩いて楽しい街並みっていうんですかね、それが必要になってくるのではないかなと。

それに今、**石川委員**がおっしゃっています緑化ですか、私ども、まちづくりでもよく言われています緑化という。特にそれにつきましては、私どもでいくと、ビルのオーナーでいきますと、屋上の緑化だとか、またはビルの壁面の緑化だとか、いろいろとCO₂の話とかそういうのも出てまいりますので、そういうことも含めて、今お話を伺っていると、私は今の来街者の中で、心地よい空間というんですかね、それがどのようにこれから構築されていくか。特にやはり中心街は無機質になりますので、そこをどのように有機的なまちの空間にするかというようなことが必要になってくるのではないかなと思います。

何かまとまらないような話をさせていただきましたけれども、やはりこれから、どちらにしても来街者は増えてくる傾向にありますので、そういう面では早め早めのいろいろなプラン、そして実行していただくことが必要になってくるのかなと思いました。

以上です。

○戸沼会長 ありがとうございます。

せっかくですから、**青木委員**と**篠塚委員**にもご発言、お願いします。

○青木委員 私ども印刷業界なので、エリア戦略の中には入ってこないのですが、業界が小さくなっていく中で、割と大きなスペースを持っている工場がマンション化して、工場地帯がだんだん少なくなって、その中にはマンションができて緑化というのも進んできてくるのですが、そういう中に、もうちょっと我々の意見、つまり、生き残っている業者が今後、まちに同化しながら、楽しいまちづくりというのをしながら、徐々に徐々に住宅と工場が同化するような何か形の地帯になっていければと実は思っていて、日々意見を聴くということではないんですけれども、どんどん新しいマンションと言っていいんでしょうか、そういう住宅が増えていく中で、我々の存在というものがだんだん消えかけていくというのが悲しいなと思って今いるところです。

具体的にはどうのつていうのは素人なので分かりませんが、早稲田地区という中で、早稲田大学のそばに我々の集積地区というのがありまして、毎年のように業界の火が消えていくというですね。これは当然のことくらい道も増えていくというのも一方でありながら、住宅化が進んでいくと。そういう地区で、副都心だとかそういう新宿の代表するような地区とはちょっと違うんですが、これからその辺のところも議題にのっけていただいいていくということが必要なかなと思っております。

以上です。

○戸沼会長 ありがとうございます。

それでは、次、お願いします。

○篠塚委員 私は、区民として考えたときに、新宿区民もしくは新宿区に来られる方に対して、安心で、安全で、豊かかっていう、その3つの言葉、あと持続的という、分けるんだったらこの4つにシンプルに目的を決めまして、全ての項目がそこに当てはまるのかっていうことを考えて、この取組みは安心なのか、この取組みは安全なのか、この取組みは豊かなのか、持続的なのかということに当てはめていって考えたんですけども、そういう意味では、私は、いろんな時代も変わっていますし、いろんな暮らし方、考え方というのも多様化してきていますけれども、結局はその4つに当てはまるかどうかというのを見ながら、いろいろ考えております。

○戸沼会長 小田桐委員もご発言、お願いします。

○小田桐委員 私は検討部会の一員ですので、今まで皆さんのご意見を伺っているところです。また検討部会のときに発言したいと思います。

以上です。

○戸沼会長 はい、ありがとう。

澤田委員、お願いします。

○澤田委員 私は不動産会社、町の不動産屋、不動産業界の一員として来ております。

今年から初めて参加しておりますけれども、「まちづくり戦略プラン」、非常に明るい内容で、うれしく思っているのですけれども、日々、営業とか、あるいは新宿区役所で不動産の相談とかしておりますと、例えば、現実問題として、単身高齢者あるいは単身の方でのお住まい、こういうものが今非常に新宿区では枯渇しております。ですからこれは、この将来明るいプランとはまた別なのかもしれないんですけれども、一方の影の部分として、そういうスペースがどんどん、そういう方がおられるスペースが少なくなってしまうのかなというような感じを持っております。しかし、時代の流れとしてはしょうがないかもしれませんが、そういう部分については福祉のほうで守られるのかなと期待しております。

あと、例えば緑化の問題、省エネの問題、デジタル化の問題、こういうものも非常に重要なことだと思えます。

ところが、大会社だったらいいんですけれども、地主さんが小さなビルを建てたりすると、例えば屋上緑化しようといういろいろ緑化のことを考えても、コスト面を考えてしまうわけですね。そうすると、提案としてはできるんですけれども、なかなか実現しないというのが現実問題で

すね。でも、大手の大規模開発とかそういうところではどんどん進めていただきたいと希望しております。

またあと、デジタル化もよろしいのですが、高齢者の方とかが徐々に置いていかれている場面がありますので、そういう面では、まちが便利になるのはいいですけども、そういう人たちへの説明とか、そういうものもどこかにあったほうがよろしいかなと感じております。

そしてあと、ちょっと1点、別の観点なんですけど、ウクライナ問題で、もう半年以上進んでいて、これ、どのように影響があるかという、非常にエネルギー問題、それで、今の消費者物価が上がるのもそれに端を発しているように思うのですけれども、そういう時期に検討されたものであるというようなことは、どこかに入っているでもいいのかなという感じはします。今後また大きく変わるかもしれませんし、これが無事に収束すればよろしいんですけども、そういう事態が起きているときに考えたまちづくり戦略プランだというようなことは、どこかにあってもよろしいのかなと思います。

以上です。

○戸沼会長 ウクライナ問題を例えば入れると、新宿は出発点から平和の問題ということをして区の方でテーマみたいにしていて、入れるのは難しいかもしれませんが、この時期のあれとしては。

○澤田委員 どこに入れればいいかなって、私もいろいろ見たんですが、入るところがないんですね。例えば、まちづくり戦略プランの一番上の社会経済情勢の変化、こちら辺に含まれてしまうかもしれませんよね。ですから、そんなことがちょっと一つ、私、頭によぎったもので、そういうことが今進んでいるということは、どこかにあってもいいのかなと感じたところなんです。

以上です。

○戸沼会長 大事なご提案だと思います。

それでは、せっかくですから、**下村委員**、お願いします。

あとお三方、お願いします。

○下村委員 ありがとうございます。ご指名いただきましたので。

私も議員ですので、既に議会でいろんな質問をさせていただいておりますので、多少省略をしながらお話をさせていただきますけれども、まず最初に、この96ページのところに「人々を惹きつける新たな賑わいのまちづくりの推進」というところで、下に図がございますけれども、このところに、ちょうど青点線の丸で「滞留空間の確保 バリアフリー化」という文言があっ

て、「快適な歩行者空間の創出」ということで青い点線がありますけれども、ちょうどこの中心のところは今非常に、大久保通り、多文化共生のまちとして、このコロナ禍にあっても人通りが絶えない、そういうところになっております。そういった中で、やはりこの大久保通り、ここに書いていますけれども、非常に歩道の混雑ということが大きな問題になっております。その辺の交通安全の確保とか、様々な問題が起こっております。

それからもう一つは、これ、問題提起ですみませんけれども、実は私、今年の第2回定例会で少し質問させていただきましたけれども、その発言をちょっとなぞりますが、この大久保地域はやはり細街路が非常に多く、南北に細街路があるわけですがけれども、この細街路を、72号線の開通によって、非常に防災上、随分防災の意味では向上したのではないかなと思っているところです。特に都立戸山公園がありますけれども、こちらのほうに避難をするに当たって、特に広域避難場所として、いわゆる帰宅困難者、住民の方でない方々がたくさん訪れているような形になっておりますので、そういった意味では、この72号線にいろんな意味で、やはり避難場所の明示であるとか、その避難の、どのように避難をするのかということについて、もう少し整備をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、実際にはこれ、今進んでいるところだと思っているところですので、そういった意味で、この72号線の単なる交通の混雑の緩和というだけでなく、大久保通りの交通緩和ということだけでなく、そういった非常に防災上、特に震災時の広域的避難場所への誘導路として、非常に有効なものである認識をしているところです。

あともう1点、恐縮なんですけれども、歌舞伎町の部分で少しお話をさせていただきますと、ページが後ろのほうですね。すみません、162ページのところの主な課題というところで、①の「まちの活力や賑わいをさらに創出していくため、シネシティ広場を活用する必要があります。」ということで、今回の東急の歌舞伎町タワー、来年の4月に完成するわけですがけれども、これについて、非常に、やはりまちの期待が大きいのと同時に、現在、どのようにこのシネシティ広場を活用できるのかということについて、特区のあれも取っておりますけれども、ぜひこの点をしっかりと整備をしていくというか、環境整備をしていくことが非常に、この開発にとっても、また、歌舞伎町の将来にとっても大変重要であると思っておりますので、具体的に、防災上あるいは防犯上、このシネシティ広場をいかに活用していくのかということ、しっかりとこれからもやっていかななくてはいけないのではないかなと思っております。

これは、直近の今2つ申し上げましたけれども、直近の課題でもあるということですので、長期的なまちづくり計画の中に、どこまで書き込めるのかというのは問題ありますけれども、

以上2つの点について、私の意見を申し述べさせていただきました。ありがとうございます。

○戸沼会長 それでは、**渡辺委員**。

○渡辺委員 会長、ありがとうございます、発言の機会をいただきまして。

まず、検討部会の皆様には、前回の意見を参考にさせていただきました。私のほうでは、大変横文字が多くて分かりづらいのではないかとこのところを対応していただきましたこと、誠に感謝申し上げたいと思います。やはり、どの方も分かりやすいような資料作りや、そういう説明が必要なのかなということがありましたので、そういう発言をさせていただきました。このたび、こうやってまとめていただきまして、やはりいろいろな課題が多くあるのかなということは、皆さんの意見も聞きまして、あ、そうなんだなということは思いました。

そういった中で、私からお話ししますと、近々ですが、環状第3号線の薬王寺や弁天町の辺りの道路の開通が11月9日ということで、いよいよこの通りが完成すると。こちらはまたちょっと別ですけども、環状第5の1号線、新宿御苑の脇から渋谷のほう抜けた、こちらの通りが12月3日に開通ということで、どんどんこういった環状線の開通が進んでいくのだなということと考えますと、そこの通りの部分のまちづくりをどうしていくのか。先ほど、**下村委員**からもありました、そういった防災の部分に関しても、こういった道路ができたときにどういった防災のまちづくりができるのかというところは、非常にこれから考えなければいけないなというところですよ。

また、やはり新宿の特徴ですが、タワーマンションとかが非常にたくさん建っている状況でして、これからも各地域でそういった大きなタワーマンションが建って、多くの住民もしくはオフィスが出てくるのかなと思いつつながら、最近の新宿区ですと、学校の教室数が全く足りないと、学童クラブの数が足りないと、そういった問題もありますので、こちらはちょっとまちづくりとは外れているのかもしれませんが、そういった課題も含めてまちづくりを考えていければと思っています。長くなるようなので、意見を終わりたいと思います。

以上です。

○戸沼会長 ありがとうございます。

それでは、お願いします。

○野もと委員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

検討部会の皆様にご議論をいただきまして、様々反映していただいております。ありがとうございます。

私から何点か発言させていただきますけれども、まず、大久保・百人町エリアですが、92ペ

ージ、主な課題というところがあります。ここの課題の中には、補助第72号線のこと、また、桜美林大学新キャンパスの開設のことが重要であると私も思っており、こちらもしっかりと押さえていただいております。

補助第72号線の開通につきましては、やはりこちらにもありますけれども、人や自動車等の流れが大きく変わるということは、現状、私も感じております。この72号線にありますそよかぜ橋の近くには、喫煙スペース、また飲食ができるスペースも、最近は行政でも整備していただいております。この辺の場所につきましては、引き続き安全対策等を踏まえて取り組んでいただきたいと思います。場合によっては信号等の設置も必要であるという声もあります。

もう一つは、桜美林大学ですけれども、関係者が通りの安全を守るために、学生にこの歩行空間、また、車に気をつけるように、ご案内等もいただいているところですが、こちらの通りにつきましては、山手メディカルセンターの前の通りですけれども、ご高齢の方が、これまでと言われてきましたが、横断歩道がない、信号のない道を渡られるということが課題となっております。桜美林大学の学生も増えていることもありますので、こちらの通りについても課題として捉えていただいておりますが、混雑、歩行環境の変化等も踏まえて、今後も取り組んでいただければと思っております。ご高齢の方の事故がないように、ぜひ検討を進めていただければと思います。

最後に、133ページになりますけれども、新宿駅についてです。こちらにつきましては、新宿駅直近エリアの中で、133ページの2番には「誰もがわかりやすい人中心の都市空間」という中、「②多様な来街者に配慮した空間の形成」の中で、jのところ、新宿駅のことについて記載があります。ユニバーサルデザイン、段差のない、多言語対応したターミナル整備を促進しますということで、新宿駅につきましては、私のほうでも、ホームドアの設置ですとか、エレベーター、エスカレーター、トイレ、これからどうなるのか。新宿駅を中心とした様々なエリアの計画もありますが、新宿駅そのものはどのようになるのか、こういった関心もありますので、促進をしていただく中で、新宿駅がどのように変わるか、こういったこともPRを強めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

発言は以上です。

○**戸沼会長** ありがとうございます。

せっかくですから、**沢田委員**、どうぞ。

○**沢田委員** ありがとうございます。

エリアのところ、先ほど、**倉田委員**がおっしゃったご意見に関連するんですけれども、

気候危機問題というのが非常に今重要だと思っていて、その温暖化対策ということに関連して、例えば神宮外苑エリアも大きな業務ビルが3棟建つということで、これが、CO₂の排出量が年間4万7,000トンとなっているわけですね。新宿駅の直近エリアはもっと大きなものが建つわけなんですけれども、なので、やっぱり主な課題のところ、そういったものが環境への負荷が懸念されるというようなことをきちんと書いていただいたほうが、その後の記述につながるのではないかなと思います。

それからもう1点、神宮外苑のところ、先ほど、**石川委員**がおっしゃったところや、資料1-2の52ページの①のところにも「景観の変化への対応や都市の風致の維持が懸念されます。」といった表現などがあるのですけれども、それとの関係で、それが主な課題だと。それでは、その対応としてはどうするのかというところで、名勝指定ということが課題にできないだろうかと思っております。先日、日本イコモス国内委員会の提言書にも名勝指定のことが触れられていたのですが、ちょうど一昨日、国会の質問を見ておりましたが、自民党の議員だったので、名勝指定について聞かれていて、新宿区や港区から相談があれば技術的な助言などをしたい、援助したいというようなことのお答えもあったんですね。国はもともと、文化庁が名勝指定すべきという立場で言っていたので、そうなのだと思うのですけれども、そういった何か具体的な戦略として書けないかなというのが私の希望です。

それから、最後にもう1点、西早稲田駅のところですね。私、地元なので、ちょっと感覚的というか、地元の感覚なんですけれども、この地図でいうと、このエリアって西早稲田駅というよりは戸山公園周辺エリアっていう感じのエリアになっているんですね。西早稲田駅って、諏訪町の交差点のところと、あと、理工学部とか元気館のところには出入口があって、確かに西早稲田駅の周辺ではあるのですけれども、西早稲田駅前地区勉強会がやられているこの地区は大久保三丁目なんですね。西早稲田ではないんですね。だから、ちょっと違和感というか、何か変だなという感じが地元の人たちもしております、その辺のところの表現は、何か地元の人たちの感覚に沿った形で変えられるのであれば変えたほうがいいかなと思います。

以上です。

○戸沼会長 かわの委員、どうぞ。

○かわの委員 すみません、さっきいろいろ言いましたから、ここでは具体的な1点だけちょっと。101ページの高田馬場駅周辺エリアのところ、ここには都市計画公園ということでいっぱい、大久保三丁目地区を中心にして都市計画公園があるので、実は神田川沿いに細長く都市計画公園があって、これは河川改修が済んだ後に出来上がるというたしかとこ

ろなんですけれども、やっぱりこの河川改修というのは、いわゆる豪雨対策のところには50ミリ対策ということで、75ミリに河川改修が進んでいるとなっているのだけれども、実はこの高田馬場三丁目のこの地域の河川改修、神田川の、とりわけJRの鉄橋の部分のところ、かなり課題があって遅れているというところで、この辺のところについて何らか触れていただければいいなと感じましたので、そこだけ申し上げておきます。

○戸沼会長 ありがとうございます。

それでは、ひとまず中間報告事項1の話題については時間が参りましたので、次回の議論に、検討部会の方々、よろしくお願いします。

それでは、次に中間報告事項2「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴う地区計画の変更原案について（都決定）（市谷本村町・加賀町地区、大久保三丁目西地区）」、事務局から説明してください。

○事務局（都市計画課長） 事務局です。

それでは、中間報告事項2「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴う地区計画の変更原案について（都決定）」、景観・まちづくり課長よりご説明いたします。

○景観・まちづくり課長 それでは、お手元にあります資料2、左上の黒いクリップを外していただきまして、まず、右上「資料2-1」と記載されているものをご覧ください。

まず、「1 趣旨」ですけれども、こちら、平成27年6月に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、いわゆる風営法というものが改正されまして、今回、都が決定した再開発等促進区を定める地区計画の用途の制限において、号ずれ等の対応が必要な状況となっておりますので、これらの状況を踏まえまして、今回、都では都決定の地区計画の変更を一括して実施するというものです。

なお、新宿区が決定した地区計画の風営法改正の対応につきましては、こちらの審議会等でご審議いただきまして、こちらについては平成29年度に既に対応しておりまして、都市計画の変更は実施済みです。

次に、「2 これまでの経緯」ですけれども、先ほどの風営法、平成27年6月に改正されまして、ダンスホールに係る部分については同年同日の施行、また、ナイトクラブに係る改正につきましては平成28年6月に施行されております。区決定の地区計画につきましては、平成30年2月に既に都市計画の変更を行っています。

今回の対象となる地区計画ですけれども、こちら、市谷本村町・加賀町地区並びに大久保三

丁目西地区、あと若葉地区というのがありますけれども、こちら、若葉地区につきましては現在、将来的に地区計画の変更を見据えた、地元との勉強会を開催しているという状況がありますので、今回の対象とはしません。実際、今回変更になるのは上部の市谷本村町・加賀町地区並びに大久保三丁目西地区の2地区となるというような状況です。

平成27年の法改正のときに、風営法がどのように改正されたかといったところですが、1枚おめくりいただきまして、資料2-2をご覧ください。左側が改正前の状況、右側が改正後の状況です。

まず、こちら、ダンスをめぐる国民意識の変化というところがありまして、ダンスホールが風営法から除外されました。

また、ナイトクラブにつきましては、営業形態に応じて一部が風営法から除外されたというような状況です。左側の改正前のところ、例えば赤粋のナイトクラブにつきましては、照度ですとか深夜の営業といったところを踏まえて、ナイトクラブの位置づけが、一部風営法から除外されたり、細分化されているといったような状況です。

今回、実際どこが号ずれになるかといったところですが、左側の改正前の左下を見ていただきますと、例えば第7号のパチンコ屋、第8号のゲームセンターといったものが、ナイトクラブ、ダンスホールの改正に伴いまして、右側の改正後を見ていただきますと、例えばパチンコ屋については第7号から第4号、ゲームセンターの第8号から第5号に変更になっているといったところです。

地区計画の変更原案につきましては、この辺の号ずれの状況を踏まえまして、資料2-5、こちら変更原案の概要ですが、左側が旧、右側が新といったところですが、先ほどの第7号のパチンコ屋、第8号のゲームセンターが、変更後の地区計画では、用途の制限自体は変わりませんが、こちらの第4号並びに第5号に変更している、そういったような内容です。

それでは、先ほどの資料2-1にお戻りください。

裏面を見ていただきまして、こちらの東京都の地区計画の変更ですが、原案の縦覧等の状況です。こちらの動画配信等につきましては、記載の期日から都ホームページで掲載しています。

「(2) 縦覧」につきましては、記載の期日で新宿区の窓口でも行いましたが、縦覧件数については0件です。

意見書の提出については、こちらの期日で、東京都で行っているというような状況です。

今後のスケジュールですが、本日、新宿区都市計画審議会で中間報告をさせていただきます。

きまして、12月に改めて都市計画法第17条の都市計画の縦覧及び意見書の受付を行うというような状況です。その後、令和5年1月に改めて新宿区都市計画審議会でこちらの案件についてご審議をいただきまして、都決定ですので、区から都へ意見照会の回答を行うというような状況です。令和5年2月に東京都都市計画審議会での審議を得て、3月に東京都で都市計画決定を行いまして、6月に新宿区で条例の改正を行うと、そういうような状況です。

説明につきましては以上です。

〇戸沼会長 ただいまのご説明に対して質問がありましたら、お願いいたします。あるいはご意見がありましたら。

よろしいですか。

それでは、もう一回、次に機会がありますので、質問等がありましたら、またお願いいたします。

日程第二 その他・連絡事項

〇戸沼会長 日程の第2、その他・連絡事項。

前回、第211回都市計画審議会の議事録については、**三栖委員**に署名をお願いいたします。その他、事務局から何かありますか。

〇事務局（都市計画課長） 事務局です。

今回の開催についてお知らせいたします。令和4年12月12日月曜日、午後2時より開催予定です。詳しくは開催通知を後日発送し、ご案内いたします。

なお、本日の議事録ですが、次回の都市計画審議会にて署名をいただき、個人情報に当たる部分を除きホームページに公開してまいります。また、資料につきましてもホームページに公開してまいります。

また、検討部会の委員の皆様には事務連絡です。本日配付した資料1のうち、資料1-2については11月7日に開催する検討部会でも使用いたしますので、本日お持ち帰りいただいた場合は次回の検討部会にお持ちください。また、本日、机の上に置いていただければ事務局で保管をしておきまして、当日お持ちいたします。よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

〇戸沼会長 それでは、本日はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時40分閉会